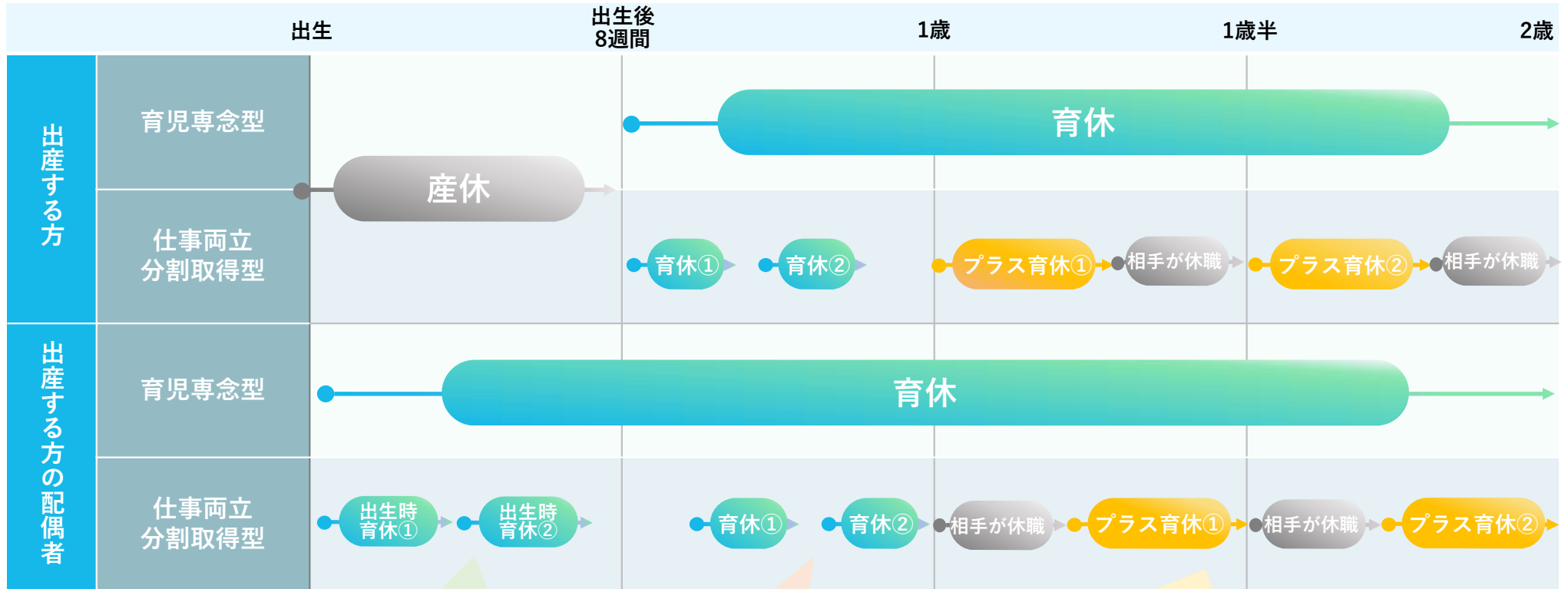


子育て支援

◆育休の流れ



出生後8週間以内に4週間（所定労働日20日）を上限に分割して2回まで取得することができる。

分割して取得することで夫婦で育休を交代できる回数が増える。

配偶者が育児休職をしており、特別な事情（保育所に入所できない等）がある場合に取得できる。各期間の初日または配偶者の育児休職終了予定日以前の希望日を開始日とすることで、夫婦が育休を途中交代できる。